

住民自治支援の強化

1 地域づくりの推進

住民自治局 地域づくり課

(1) 目標

松本市地域づくり実行計画に基づき、多様な主体による協働体制の構築や地域力の向上、地域課題の解決に向けた具体的な取組み等を促進、支援することで、35地区の住民自治を基盤とした「松本らしい地域づくり」を推進します。

(2) 令和5年度取組みと成果

- ア 市内35地区の地域づくりセンターを中心に、高齢者等の生活支援や地域公共交通の検討、災害時の個別避難計画づくりなど、各地区の課題解決に向けた住民主体の取組みを支援しました。
- イ 地域づくりセンター強化モデル事業を8地区（庄内、島内、芳川、寿、岡田、里山辺、四賀及び奈川）において展開し、センターの人員体制、予算権限等の拡充を図る試行的な取組みを実施しました。
- ウ 次代を担う若者が活躍できるまちづくりを推進するため、若者で構成する団体に対して若者チャレンジ応援事業補助金を交付し、地域課題解決等に取組む8事業が実施されました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 地域づくりセンターを強化し、各地区の実状に即した効果的な施策を迅速に展開するため、地域づくり課（地域支援担当）が各センターを機動的に支援する、新たなサポート体制の確立が必要です。
- イ 町会役員の高齢化や担い手不足、町会加入率の低下等、地域運営を取り巻く環境が厳しさを増す中、行政からの依頼事項の削減や町会の在り方検討など、住民自治支援の更なる充実が必要です。
- ウ 若者が地域で活動する機会を増やすとともに、地域で活動する若者同士のネットワークづくりや情報共有のできる体制づくりなど、地域で活動のしやすい環境を整備することが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成26年度	35地区に地域づくりセンターを開設
27年度	「松本市地域づくり推進交付金」及び「松本市地域振興事業補助金」制度を創設
令和3年度	地域づくりセンター強化モデル事業を4地区で開始 第3次松本市地域づくり実行計画を策定
4年度	地域づくりセンター強化モデル事業を8地区に拡大
5年度	地域づくりセンターにブロック制を導入し、6ブロック長を新たに配置

イ 統計資料

町会加入率の推移（各年度4月1日現在）

	町会数	住民登録世帯数	町会加入世帯数	町会加入率
令和元	488	105,151	82,121	78.09%
2	487	105,936	81,834	77.25%
3	487	107,069	81,692	76.30%
4	487	107,518	81,398	75.71%
5	485	108,573	81,339	74.92%

住民自治支援の強化

2 市民協働の推進

住民自治局 地域づくり課

(1) 目標

「市民活動と協働を推進するための基本指針」に基づき、市民自らが地域課題や社会的課題の解決を目指す市民活動を支援し、協働を推進しながら「市民がいきいきと暮らせる住みよい地域」をつくります。

(2) 令和5年度の実施状況と成果

- ア 市民の無償の労力提供に対する原材料等支給事業を19団体に実施しました。
- イ 市民活動団体の日頃の活動内容を広く紹介すると共に、団体同士の交流を目的とする「市民活動フェスタ」について、松本市立博物館の市民交流スペースを主会場として開催しました。また、YouTube等のSNSを活用した市民向けの啓発や講演会、市民活動クイズなど団体同士の交流が図られました。
- ウ 「プラチナサポーターズ松本」との協働により、プラチナ世代の生きがいと社会貢献活動への参加を促すための「気づき」と「きっかけ」づくりの支援事業を実施しています。月1回のプラチナサロンの実施に加え3月には多方面で活躍されている紀行作家のシェルパ斉藤（斉藤政喜）氏の講演会を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 社会情勢の変化とともに地域の担い手不足が叫ばれるなか、ニーズの把握や新たな人材の発掘及び財政的支援を行い、地域と市民活動団体が協働で地域課題を解決していく取組みを推進します。
- イ 「何か活動を始めたい」という方の相談支援及び市民の自主的かつ非営利の社会貢献を目的とする団体の活動拠点として、市民活動サポートセンターの機能の充実を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成17年度	市民活動サポートセンターを開設、「市民と行政の協働推進のための基本指針」を策定
18年度	松本市市民活動推進委員会を設置、市民協働事業提案制度を創設
19年度	市民活動団体金融対策事業（NPO法人夢バンクへの資金貸付による間接的融資）を開始
22年度	市民労力提供に対する原材料支給事業を開始、プラチナ世代相談窓口「とまり木」事業を開始
24年度	松本市市民活動推進委員会が「市民と行政の協働推進のための基本指針」見直しに向けた「提言書」を市長に提出
25年度	「プラチナサポーターズ松本」との協働により毎月1回「プラチナサロン」を開催
27年度	松本市市民活動推進委員会が「市民活動と協働を推進するための基本指針に関する提言書」を市長に提出。同委員会が「市民活動と協働を推進するための基本指針」を策定
	市内4ライオンズクラブとの連携協定を締結
令和元年度	松本市市民活動推進委員会が第6期の活動をまとめたレポートを市に提出
2年度	松本市市民活動推進委員会を廃止し、松本市地域づくり市民委員会と統合
4年度	サポセン通信100号（記念号）発行

イ 統計資料（市民活動サポートセンター 利用状況）

項目 年度	開館日数 (日)	利用者数 (人)	専用利用件数 (件)	登録団体累計数 (団体)	平均利用者数 (人/日)	平均専用利用件数 (件/日)
R 3	336	9,469	761	306	28.2	2.3
R 4	336	12,324	821	239	36.7	2.4
R 5	337	11,243	888	233	33.4	2.6

地域福祉活動の推進

住民自治局 地域づくり課
健康福祉部 福祉政策課

1 地区福祉ひろば管理運営事業

(1) 目標

住み慣れた地域において、住民参加による地域住民の生きがい、健康・福祉づくりを進めるため、福祉を中心とした地域づくりの拠点である地区福祉ひろばの事業の充実を図ります。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 事業は、地区住民を主体とした地区福祉ひろば事業推進協議会に運営を委託しています。
- イ 地域づくりセンター体制の中で、福祉課題を通じた地域づくりを地域づくりセンター、地区公民館と一体となって進めるため、連携強化に取り組みました。
- ウ 地区福祉ひろばの利用者を送迎する地域のボランティア組織に対し、その保険料を補助しました。(令和5年度実施 17地区)
- エ 全ての福祉ひろばに生活総合機能改善機器を設置し、利用者の拡大を図るとともに、様々な地域の担い手が機器を活用し、福祉ひろばが住民主体の通いの場となるよう取り組みました。
- オ Wi-Fi 未接続の福祉ひろば(24館)にWi-Fiを設置し、デジタル弱者である高齢者を対象としたスマホ教室等を開催しました。(令和5年度実施 19館)

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 地域づくりを一体的に推進する体制を整えるため、令和3年度から地区福祉ひろば管理運営事業は、各地域づくりセンター及び地域づくり課が所管しますが、事業は、引き続き地区住民を主体とした地区福祉ひろば事業推進協議会に委託等をして運営します。
- イ 福祉を中心とした地域づくりの拠点として、利用者拡大、担い手育成及び町会での事業展開を図ります。
- ウ 公共施設再配置計画を踏まえて、施設を適正に維持管理します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 7 年度	地区福祉ひろばを 3 地区（本郷、里山辺、寿台）で開設
14 年度	29 地区に福祉ひろばを配置完了
18 年度	四賀地区、安曇地区、奈川地区、梓川地区の福祉ひろば開設 寿台地区福祉ひろば移転新築
20 年度	本郷地区南郷福祉ひろば（地区 2 館目）開設
23 年度	波田地区福祉ひろば開設により、全地区に配置完了
27 年度	松南地区福祉ひろば移転
令和 元 年度	鎌田地区福祉ひろば増築
3 年度	里山辺地区福祉ひろば移転
4 年度	奈川地区福祉ひろば移転
5 年度	芳川地区みなみ福祉ひろば（地区 2 館目）開設

イ 統計資料

年 度	ひろば利用延人数（人）	町会健康教室回数（回）	同教室参加延人数（人）
R 3	154,647	219	3,777
R 4	185,862	299	5,011
R 5	211,423	436	7,069

地域福祉活動の推進

2 地域福祉計画の推進

健康福祉部 福祉政策課

(1) 目標

誰もが住み慣れた地域で自分らしくお互いを認め合い、支え合うことができる地域共生社会の実現を目指す取り組みを推進します。

(2) 令和5年度 of 取り組みと成果

ア 地域福祉活動推進事業交付金

地域住民が互いに支え合う地域福祉活動の新たな担い手を育成、確保し、更なる活動の推進を目的として、任意の団体が行う活動を支援する交付金を48団体54活動に交付しました。

イ 誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業実施計画の策定

8050問題やヤングケアラーなどの複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある支援ニーズに対応するため、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮などの制度・分野を超えて、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援などを一体的に行う「誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業（重層的支援体制整備事業）」を令和5年度から実施するにあたり、事業実施計画の策定等に取り組みました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 地域福祉活動の推進

各地区では地区の実情に応じて、住民主体によるサロン活動やボランティア活動など地域福祉活動が行われています。引き続き、地域福祉活動推進事業に関する交付金等の制度を周知、活用するなどして、団体の活動支援等に取り組みます。

イ 誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業

既存分野の相談窓口等で対応が困難な課題を抱える個人や世帯の実態把握を行うとともにリスト化を進め、課題の解きほぐしや支援機関の役割分担、方向性の整理などの調整を行い、包括的な支援体制づくりを進め、組織全体がチームとなって伴走支援を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成17年度	地区別地域福祉計画策定
18年度	第1期松本市地域福祉計画策定
23年度	第2期松本市地域福祉計画策定
28年度	第3期松本市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定
～29年度	地域包括ケアシステム推進事業（推進3地区でモデル事業）実施 「地域の支え合い活動支援ガイド」作成
30年度	地域福祉活動推進事業に関する交付金等創設
令和3年度	第4期地域福祉計画策定
4年度	誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業実施計画策定

地域防災・防犯の推進

1 松本市地区町会連合会防犯活動費交付金の利用等

危機管理部 消防防災課

(1) 目標

地域における防犯意識の高揚及び自主的な防犯活動の推進を図ることを目標とします。

この目標を達成するため、地区ごとに「松本市地区町会連合会防犯活動費交付金」を交付し、経費面から生活の安全確保及び地域の防犯活動をサポートします。

(2) 令和5年度の実績と成果

ア 松本市地区町会連合会防犯活動費交付金支給要綱に基づき、1地区につき10万円を35地区の町会連合会に交付しました。なお、地域づくりセンター強化モデル地区（8地区）については、地域自治支援交付金の一部として同額を交付しました。

イ 第一地区町会連合会には松本市防犯条例第7条第1項の規定により防犯重点地区に指定され、防犯カメラを設置しているため、15万円を加算して交付しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 刑法犯認知件数は平成14年以降19年連続減少傾向にあったものの令和4年から増加傾向に転じました。その認知件数の内、約7割が空き巣や車上ねらいといった、市民に身近なところで発生する犯罪です。

イ そのため、地区町会連合会が行う防犯活動の必要経費（防犯パトロール用ベストや帽子、会議費、防犯灯の電球等）を交付することで、各地区の創意工夫により幅広く活用されています。

ウ 引き続き警察と連携し、刑法犯認知件数の減少と年々巧妙化する電話でお金詐欺の被害防止に取り組めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

特殊詐欺の被害が増加していることを受け、平成27年度に松本警察署及び市内関係団体と連携協定を締結し、平成28年度以降も被害防止対策に取り組んでいます。

平成27年 9月 特殊詐欺非常事態宣言発令（9月4日）

12月 特殊詐欺被害防止に関する連携協定締結（12月1日）

（松本市、松本警察署、松筑金融機関防犯連絡協議会、松本コンビニエンスストア防犯協会、松本地区タクシー防犯協会、松本商工会議所、社会福祉法人松本市社会福祉協議会）

被害防止街頭啓発活動 年金支給日（年6回）

平成30年10月～令和元年11月終了

特殊詐欺電話被害防止対策機器の高齢者世帯への貸出

31年 3月 防犯重点地区（第一地区）防犯カメラ更新3台・増設5台工事竣工

令和 4年 4月 「特殊詐欺」の名称を「電話でお金詐欺」に変更（長野県警察本部）

10月 松本市・第一生命保険㈱との連携協定により「電話でお金詐欺」

被害防止ポスター500枚・チラシ5,000枚を作成配付

イ 統計資料

特殊詐欺被害防止対策街頭啓発

年度	R 2	R 3	R 4	R 5
街頭啓発実施数	1回	3回	8回	6回

地域防災・防犯の推進

2 消費生活相談事業

住民自治局 市民相談課

(1) 目標

消費生活と経済社会との関わりの複雑化・多様化に伴い、消費生活相談も複合的で難解なものが増加しています。引き続き、相談体制の整備を進め、消費者被害の防止と減少を目指します。また、消費者トラブルの際の「身近な相談窓口」としての認知度向上に努めます。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 1,189 件の消費生活相談を受けました。2 名の相談員が助言やあっせんなどをおこない、結果、未然防止額やクーリングオフ制度による回復額（返金額）が計約 1,800 万円でした。
- イ 「広報まつもと」に特集を年 2 回組み、新聞情報誌等（信濃毎日新聞社情報誌 MG プレス、労政まつもと）のほかに、市ホームページや松本安心ネットによるデジタル情報の発信を強化しました。また、落語による啓発も実施し、消費者被害に関する注意喚起と消費生活相談事業の周知を行いました。
- ウ 松本山雅ホームゲームのアルウィンで、悪質商法等被害防止の啓発活動を行いました。
- エ 町会等での出前講座を 7 回、中学校への出前教室を 4 回実施しました。
- オ 消費者被害防止のためのバス側面広告や車内広告、また成年年齢引き下げについての電車内サイネージ広告等を実施し、公共交通機関を利用した啓発を行いました。
- カ 多重債務者無料弁護士相談会を 1 回開催しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 消費生活相談において、通信販売のトラブルに関する相談が約 4 割を占めています。消費者を取り巻く情報通信社会の複雑化や多様化を背景に、幅広い年齢層で高止まりしています。
- イ 消費者の自立を支援するため、中学生向けに実施している出前教室や、地域などへ出向く出前講座などにより、若年者層から高齢者まであらゆる年齢の全ての人々に積極的な消費者教育事業を引き続き展開していきます。また、身近に相談できる消費生活センターの周知にも力をいれます。
- ウ 県消費生活センターや県内各市消費生活センターと情報共有し、消費者生活相談の解決に向けた情報の蓄積や活用に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 16 年度 消費生活相談窓口を新設
- 17 年度 松本市消費生活センターに改称
- 22 年度 全国の相談状況がわかる「全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO - NET）」の運用開始
- 27 年度 松本市消費生活センター条例を制定

イ 統計資料

相談件数の推移

(単位：件)

	H29	H30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
相談件数	1,286	1,473	1,407	1,153	1,056	1,093	1,189

地域防災・防犯の推進

3 自主防災組織の結成促進及び組織の活性化

危機管理部 危機管理課

(1) 目標

「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識のもとに、地域住民の一人ひとりが、大規模災害発生時に相互に協力して組織的に活動を行うことを目的に、町会を単位とする自主防災組織の充実や活性化に向けた支援を行っています。

(2) 令和5年度 of 取り組みと成果

ア 自主防災組織防災活動への補助

自主防災組織への防災資機材等の購入や地区が行う防災訓練に対する補助金を交付しました。
(令和5年度交付実績 交付件数 100 件、金額 10,056,733 円)

イ 出前講座の開催

自主防災組織の活性化、防災知識の普及等のため出前講座を開催しました。
(出前講座等：開催数 75 回 参加者 4,116 人)

(3) 現状の分析と今後の課題

自主防災組織防災活動支援補助金により、防災資器材の更新、充実が図られています。また、防災訓練及び避難所運営訓練、出前講座に取り組む組織では、地域での防災・減災に対する備えと意識の醸成が進み、組織の活動も活発になっています。

コロナ禍では活動が停滞していた組織もありましたが、能登半島地震による防災への関心の高まりもあることから、補助金制度、出前講座の積極的な活用について、防災連合会やホームページ、出前講座実施時の紹介等により、継続して周知を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 27 年度 除雪機の購入に対して、利用年数による上限額を撤廃し補助額を拡大
30 年度 出前講座メニューを見直し（避難所運営ゲーム H U G 導入）
以降 出前講座メニューの多様化（クロスロードゲーム、簡易図上訓練 D I G 導入）

イ 統計資料

自主防災組織防災活動支援補助金交付状況・出前講座の開催状況

		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
防災資機材補助（町会）		101 件	94 件	88 件
避難所運営訓練補助 （地区・避難所運営委員会）		5 件	8 件	10 件
除雪機補助（町会・地区）		1 件	3 件	2 件
交付金額（合計）		9,793,070 円	11,090,467 円	10,056,733 円
出前講座	件 数	36 件	53 件	75 件
	参加者	2,512 人	2,826 人	4,116 人

働き盛り世代の移住・定住推進

1 まつもと住まい誘致プロジェクト事業

住民自治局 移住推進課

(1) 目標

活力あるまちづくりを推進するため、都市部に居住する「ふるさと暮らし」に関心のある人に向けて松本市の魅力を発信するとともに、移住希望者の相談・受入体制の充実を図り、本市への定住化を促進するものです。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア 窓口・オンライン等多様なツールを活用して相談業務を行いました。(年間移住相談件数 805 件)
- イ 移住セミナーに参加し、松本市の様々な情報を発信するとともに、働き盛り世代の移住者増を目的とした就活・転職セミナーや、企業説明会などを開催しました。
- ウ こうした取組みの結果、行政サポートによる松本市への移住者は、51 世帯 107 名となりました。
- エ U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金について、移住した子育て世帯に対し、子ども 1 人当たり 100 万円の補助金額を加算しました。(交付件数 60 件)
- オ W E B 広告を活用し、首都圏のテレワーカーをターゲットとした移住プロモーションを実施しました。(実施時期 12 ～ 3 月)

(3) 現状の分析と今後の課題

テレワークの普及により、転職なき移住が可能になるなど、移住スタイルに変化が生じていることから、移住に対するニーズが高まり、移住相談件数や移住者数が増加傾向にあります。松本市が引き続き移住先として選ばれるよう、多様な移住スタイルに応じた情報発信の重要性が増しています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 18 年度 政策課（現総合戦略室）に移住相談窓口を設置
- 19 年度 移住セミナーや個別移住相談など、大都市圏（東京、大阪等）での情報発信を開始
- 令和 元 年度 転職支援会社と連携した移住者支援を開始（転職セミナーや転職個別相談等の実施）
ふるさと回帰支援センター（東京）に松本市の移住情報発信ブースを常設（7 月～）
移住推進課 LINE 公式アカウントによる情報発信を開始
- 2 年度 移住相談希望者の利便性向上を図るためオンラインによる移住相談業務を開始
若者の移住促進を図るため信州大学寄付講義「松本市の魅力発見ゼミ」を開講
移住推進課公式 YouTube チャンネル及び Instagram による情報発信を開始

イ 統計資料

行政サポートによる世帯主年代別の移住者数（平成 19 年度～令和 5 年度までの累計、判明分）

年 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代～	合 計
世帯数	39	138	74	52	61	12	376
人 数	66	320	162	100	106	18	772
世帯割合	10.4%	36.7%	19.7%	13.8%	16.2%	3.2%	—

1 平和推進事業

総務部 平和推進課

(1) 目標

世界の恒久平和と核兵器廃絶の実現を目指す松本市平和都市宣言の理念のもと、平和の大切さや命の尊さを次世代に語り継ぐ取組みを進めるものです。

(2) 令和5年度取組みと成果

- ア 第28回松本市平和祈念式典の開催（令和5年8月15日、約200人参加）
黙とう、平和都市宣言朗読、小中学生による平和への思い発表など
- イ 平和推進活動補助金の交付（通年、交付実績8件）
- ウ 松本ユース平和ネットワーク事業
- エ 第33回広島平和記念式典等参加事業
- オ 第2回松本市平和三行詩コンクールの開催（応募人数249人、応募総数382作品）

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 昨今の世界情勢を受けて、市民の平和への関心は高まっていますが、戦後79年が経過し、若い世代へ戦争の記憶を継承することが必要であると考えます。
- イ 今後も、若い世代の関心を引く取組みに重点を置き、インターネット平和資料館「まつもと平和ミュージアム」の充実、オンライン平和講話や平和三行詩コンクールなど、時代に即した平和推進活動を実施します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和61年度	松本市平和都市宣言（昭和61年9月25日宣言）
63年度	日本非核宣言自治体協議会（事務局：長崎市）に加盟
平成3年度	第1回松本市広島平和記念式典参加事業実施（以降、毎年実施）
8年度	第1回松本市平和祈念式典開催（以降、毎年開催）
20年度	平和市長会議（事務局：広島市）に加盟（平成25年 平和首長会議に改称）
23年度	第23回国連軍縮会議 in 松本を開催
26年度	第4回平和首長会議国内加盟都市会議を開催
27年度	「平和の灯」点火式の開催（戦後70周年平和祈念事業）
28年度	日本非核宣言自治体協議会総会・研修会を開催。松本ユース平和ネットワーク発足
令和2年度	日本非核宣言自治体協議会の役員自治体に就任

イ 統計資料

項 目	R 2	R 3	R 4	R 5
平和推進活動補助金の申請（交付）件数	7 件	4 件	5 件	8 件
平和祈念式典参加者数	約 100 人	約 100 人	約 100 人	約 200 人
まつもと平和ミュージアムのアクセス数（累計）	1,141 回	5,436 回	12,066 回	20,567 回

2 人権尊重の推進

住民自治局 人権共生課

(1) 目標

一人ひとりの人権が尊重され、多様な個性と人権が尊重される地域社会の実現を目指します。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 松本市差別撤廃人権擁護審議会の開催
- イ 松本市企業人権啓発推進協議会による各種講演会、講座等の開催
- ウ 松本市地区人権啓発推進連絡協議会による各種講演会、講座等の開催
- エ 人権を考える市民の集い開催
- オ 人権ポスター展の開催

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 企業におけるパワーハラスメントや、地域においてマイノリティである外国人などに対する偏見や差別など、依然として解決すべき人権問題が存在しています。
- イ インターネットの普及に伴い、個人に対する匿名での誹謗中傷など、差別が複雑化しています。
- ウ 部落差別、ハンセン病患者等に対する差別について、歴史を学び、差別が不適切であることを理解する必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和 44 年	松本市同和対策審議会条例施行
52 年	松本市同和教育推進連絡協議会会則施行
57 年	松本市企業同和教育推進連絡協議会規約施行
平成 11 年	松本市部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃と人権擁護に関する条例施行
12 年	松本地区人権啓発推進連絡協議会則施行
	松本市企業人権啓発推進連絡協議会規約施行
令和 5 年	差別をなくし多様性を認め合うまちまつもと条例施行

イ 統計資料

項 目	R 3	R 4	R 5
松本市企業人権啓発推進協議主催会講演会等参加者数	159	126	121
松本市地区人権啓発推進連絡協議会講演会等参加者数	2,212	2,772	4,200
人権を考える市民の集い参加人数	279	92	74
人権ポスター展出展数	86	83	229

1 男女共同参画推進事業

住民自治局 人権共生課

(1) 目標

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の形成に向けた施策を推進します。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 松本市男女共同参画推進委員会の開催（年2回）
- イ 第5次松本市男女共同参画計画の進行管理、関係課事業の積極的推進
- ウ 生理用品の無償提供、民間企業との連携による生理用品提供サービス導入
- エ 性的マイノリティ専門相談窓口設置、性の多様性小・中学校講座実施

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 家庭における性別役割分担意識は解消の方向に動いていますが、社会全体において固定的な性別役割分担や無意識の偏見・思い込みが存在しており、意識改革に向けたさらなる取り組みが必要です。
- イ 理工系分野への女性の進出が少ないため、当該分野への興味・関心を持つ女子学生を支援する取り組みを引き続き行う必要があります。
- ウ 性の多様性に対する理解の拡大に向けて、相談対応の充実や講座等を通じた啓発活動に取り組む必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 15 年 3 月 第1次松本市男女共同参画計画策定（計画期間：平成 15 ～ 19 年度）
- 15 年 6 月 松本市男女共同参画推進条例公布・施行
- 28 年 10 月 男女共同参画計画・人権に関する意識調査、地方創生総合戦略「仕事と家庭の両立支援事業」実施
- 令和 元年 3 月 地方創生総合戦略「仕事と家庭の両立支援事業」終了
- 3 年 4 月 パートナーシップ宣誓制度開始
- 5 年 1 月 第5次松本市男女共同参画計画・女性活躍推進計画策定（計画期間：令和5年度～9年度）

イ 統計資料

審議会等における女性委員の参画状況

（単位：%）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行政委員会（自治法180条の5）	21.3	21.3	18.0
法律・条例により設置されている審議会等	21.7	24.7	25.7
要綱等により設置されている委員会等	26.5	23.4	24.0
法律に基づいて設置されている委員	72.9	72.3	72.7
全 体	34.0	34.0	34.9

2 男女共同参画推進（その他の啓発・相談事業）

住民自治局 人権共生課

(1) 目標

第5次松本市男女共同参画計画に定めた目指すまち4つの柱に基づき男女共同参画推進に係る施策及び女性活躍を推進する施策を実施します。

(2) 令和5年度 of 取り組みと成果

- ア 男女共同参画を進める市民のつどい・まつもとの開催
- イ 電話相談・面接相談・女性弁護士相談・男性相談員による男性相談の継続実施
- ウ 広報まつもと特集ページやニュースレターで意識啓発を実施
- エ 女性センター、トライあい・松本での各種講座の開催、図書貸出し等学習機会の提供の継続実施
- オ 女性センターとトライあい・松本を統合し、ジェンダー平等センター開設に向けた拠点施設の整備を実施
- カ 周知・情報発信の強化のため、専用ホームページを開設

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 令和6年4月開設のジェンダー平等センターを拠点とし、性差にとらわれない社会を目指して、各種講座・イベントを通じ、共働き・共育での推進等に取り組む必要があります。
- イ 家庭・夫婦・生活・地域の人間関係の悩みなどについて、専門相談員による電話・面接相談を実施します。
- ウ 専用ホームページでの情報発信を強化し、意識啓発及び認知度アップに取り組めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和47年	4月	働く婦人の家	開館
平成11年	4月	女性センター	開設
	5年	「働く婦人の家」から「トライあい・松本」に名称変更	
	20年	「女性センター」の愛称を「パレア松本」に決定	
令和6年	3月	トライあい・松本	閉館

国際化・多文化共生の推進

1 国際交流推進事業

住民自治局 人権共生課

(1) 目標

市民参加による海外姉妹・友好都市との交流を進めるとともに、市民の国際理解の促進や国際感覚に優れたグローバルな人材の育成に繋げるものです。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

ア アメリカ・ソルトレークシティ（姉妹提携 65 周年記念公式訪問団派遣事業）

（ア） 日程 令和 5 年 7 月、市関係者等参加

（イ） 内容 ソルトレーク市長表敬、記念式典、パネルディスカッション、市内視察、記念植樹等

イ アメリカ・ソルトレークシティ（姉妹提携 65 周年記念公式訪問団受入事業）

（ア） 日程 令和 5 年 10 月、市関係者等参加

（イ） 内容 松本市市長表敬、記念式典、市内視察等

⇒交流先の都合により令和 6 年度に延期

ウ 海外姉妹・友好都市中高生オンライン国際交流の実施

（ア） 日程 令和 5 年 11 月～令和 6 年 1 月

（イ） 内容 松本市の中学生とソルトレークシティ、カトマンズ市の中高生が、設定したテーマのもと、オンラインで交流・ディスカッションを行ったもの

(3) 現状の分析と今後の課題

市民が海外姉妹・友好都市を身近に感じられるイベントやホームページ・パンフレットで周知を積極的に行い、国際的な感覚や意識を高めるきっかけを創出することが重要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和 33 年 11 月 29 日 ソルトレークシティ・松本市 姉妹都市提携

平成 元年 11 月 17 日 カトマンズ市・松本市 姉妹都市提携

7 年 3 月 21 日 廊坊市・松本市 友好都市提携

17 年 5 月 16 日 グリンデルワルト村交流継続合意

※昭和 47 年 4 月 20 日 旧安曇村姉妹都市提携

27 年 7 月 14 日 高雄市・松本市 「健康・福祉・教育分野の交流に関する覚書」締結

国際化・多文化共生の推進

2 多文化共生・多文化共生プラザ運営

住民自治局 人権共生課

(1) 目標

国籍や文化の違いを認め合い、交流を深めることで多様性が尊重され、誰もが地域社会の一員として活躍できる多文化共生のまちを目指します。

(2) 令和5年度の実施と成果

ア 多文化共生

(ア) 多文化共生推進協議会の開催

(イ) 多文化共生キーパーソン登録者 125 名、キーパーソン研修会実施 (46 名参加)、出前講座実施 (4 回)、オンライン日本語教室の開催 (延べ 20 回 159 名参加)

(ウ) ポルトガル語相談の実施、多言語生活ガイドブック・防災ハンドブックの利用促進 (二次元コード付案内の配布)、庁内通訳派遣・文書翻訳の実施、災害多言語支援センター設置訓練実施

イ 多文化共生プラザ

多言語相談 (相談件数 1,684 件)、交流イベント実施 (延べ 316 名参加)

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 松本市の外国人住民数は、県内トップクラスであり、国籍も 60 カ国以上と多様です。情報の発信においては、多文化共生キーパーソンを通じた発信や、やさしい日本語の普及・活用を促進します。

イ 人口減少・少子高齢化が進む中、外国人住民も地域社会の構成員としての活躍が期待されます。日本語教育の体制づくり等により、外国人の方にも選ばれるまちづくりに努めます。

ウ 外国人住民の定住化により多文化共生プラザへの相談も複数多岐にわたり、複雑な問題を抱えた相談者もいます。関係機関と連携し、相談者に寄り添った相談支援が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 21 年度	松本市子ども日本語支援センター開設 (現：松本市子ども日本語教育センター)
23 年度	松本市多文化共生推進プラン策定 (計画期間：平成 23 ～ 27 年度)
24 年度	松本市多文化共生プラザ開設
28 年度	第 2 次松本市多文化共生推進プラン策定 (計画期間：平成 28 ～ 令和 2 年度)
令和 3 年度	第 3 次松本市多文化共生推進プラン策定 (計画期間：令和 3 ～ 7 年度)

イ 統計資料

国・地域別外国人住民数

(単位：人)

	中国	韓国・朝鮮	フィリピン	ベトナム	ブラジル	タイ	その他	合計	国数
3.12末	925	897	545	438	342	169	571	3,887	62カ国
4.12末	904	904	583	442	325	187	706	4,048	63カ国
5.12末	942	873	582	501	314	187	887	4,286	64カ国